

第16回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和3年8月20日(金) 午前10時00分から

○議 題

1 議 案

- (1) 議案第70号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料1)

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕 (資料2)
(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕 (資料3)

3 報 告

- (1) 教育長報告
- ① 令和2年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について (資料4)
 - ② 「練馬こども園」の認定について (資料5)
 - ③ 練馬区立地域子ども家庭支援センターの運営事業者の公募について (資料6)
 - ④ その他

議案第70号

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和3年8月20日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和3年8月20日

教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、介護補償の限度額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

介護補償の限度額を改定する。(第11条関係)

常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

166,950円 171,650円

常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

72,990円 73,090円

随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

83,480円 85,780円

3 施行期日

公布の日

令和 3 年 8 月 20 日
教育振興部教育施策課
教育振興部学校施設課

旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校の設置に向けた
保護者および地域説明会について

旭丘・小竹地区における施設一体型小中一貫教育校については、令和 2 年度に旭丘小学校・旭丘中学校の改築に向けた基本設計を実施した。

このたび、校舎等改築の概要等について、保護者および地域説明会を開催したので、下記のとおり報告する。

記

1 開催概要

- (1) 日 時 令和 3 年 7 月 9 日（金）午後 6 時 30 分から
10 日（土）午後 4 時 00 分から
- (2) 会 場 旭丘中学校 体育館
- (3) 内 容 ① 区の小中一貫教育の取組
② 校舎等改築概要
③ 質疑応答
- (4) 周知方法 ① 旭丘小学校・旭丘中学校・小竹小学校を通じて児童生徒の
保護者へ通知
② 近隣幼稚園・保育所を通じて乳幼児の保護者へ通知
③ 地区内の自治会回覧板により回覧
④ 区ホームページに掲載 等
- (5) 来 場 者 97 名〔9 日（金）33 名、10 日（土）64 名〕
- (6) 配布資料 ① 「旭丘・小竹地域における小中一貫教育校について」
（別紙 1 のとおり）
② 「旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校校舎等改築
概要について」（令和 3 年 6 月 25 日開催第 12 回教育委員会定例会
配付資料〔資料 1〕 のとおり）

2 地域説明会等で寄せられた主な意見等に対する区の考え方

別紙 2 のとおり

旭丘・小竹地域における 小中一貫教育校について

令和3年7月9日・10日

練馬区教育委員会事務局
教育振興部 教育施策課・学校施設課

別

紙

1

目次

1 練馬区の小中一貫教育の取組

- 小中連携グループと施設一体型小中一貫教育校 1
- 旭丘中学校区における小中連携の取組 2

2 これまでの検討経過等

- これまでの検討経過 3
- これまでの推進委員会や地域説明会等の主な意見等 4

3 新校および複合施設の基本設計

- 現状の施設配置および基本的な考え方 5
- 新校および複合施設の基本設計

【資料1】 旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校校舎等改築概要について

【資料2】 建替計画

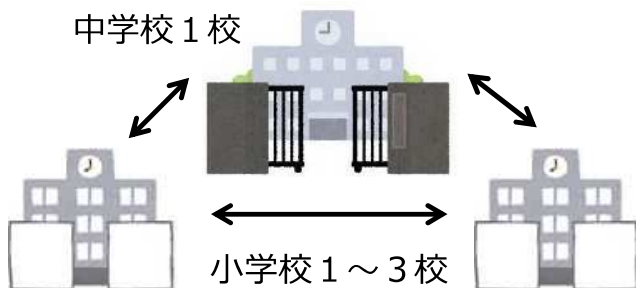
【資料3】 新校舎 配置計画

【資料4】 新校舎 平面計画

【資料5】 仮設校舎 配置・平面計画

1 練馬区の小中一貫教育の取組

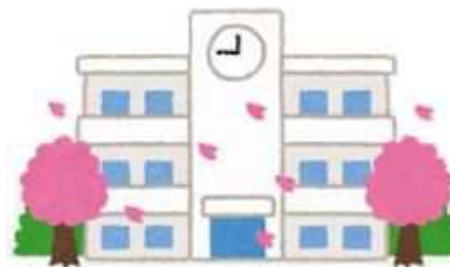
【小中連携グループ】



全校で実施

- ・学校ごとに校長・副校長
- ・修業年限は小学校6年、中学校3年

【施設一体型小中一貫教育校】



大泉桜学園（平成23年4月開校）

- ・校長1名、副校長3名
- ・修業年限9年（前期6年、後期3年）

《小中一貫教育の効果》

- 9年間（1年生～9年生）を見越した教育課程による学習指導および生活指導の充実
- 幅広い異年齢集団による豊かな人間性・社会性の育成
- 小学校から中学校への円滑な移行による安定した学校生活

施設一体型では「教員間の連携強化による指導の充実」「異学年交流の活性化」「同一施設内での小学校から中学校への円滑な移行」等が可能となり、より高い教育効果が期待できる

練馬区で2校目となる施設一体型小中一貫教育校を旭丘・小竹地域に開校

旭丘・小竹地域における小中連携の取組



『目指す15歳の姿』

- ◆ 未来を切り拓く力を獲得するための基礎的・基本的な学びを身に付け、課題解決に主体的に取り組むとともに、自分の考えを豊かに表現できる生徒
- ◆ 心身ともに健康であり、自身の在り方を他者との関係性において深く内省し、よりよいかかわりを求めることで、自他ともに大切にできる生徒
- ◆ 学校生活における一体感、地域や関係各校との絆を大切に、新たなよき伝統を築こうとする進取の姿勢を育む生徒

学校間の交流

- 小学生の中学校部活動体験
- 中学生による職場体験
(小学校へリトルティーチャーとして学習支援等)
- 小中の特別支援学級の合同学習 等



交流スペース設置等による
異学年交流の更なる活性化

一貫性のある指導

- 3校の教員による授業改善等の合同研究会の実施
- 中学校教員の小学校への乗入授業
- 小・中学校の授業や行事の相互参観 等



教員の連携強化による
教育活動の充実

近接する3大学との連携

- 大学の留学生との交流会等の実施
- 小・中学校の文化発表会の準備を大学生が指導
- 中学校の放課後勉強会に学生ボランティアが参加



大学連携の
継続・発展

これまでの取組を踏まえ、3校や地域の特色を活かした魅力ある学校づくりを検討

2 これまでの検討経過等

令和元年度

R1.10月 ~ R2.1月 小中一貫教育校推進委員会(※)を設置・開催【令和元年度：計4回】

※ 保護者や地域の代表および学校長等で構成。以下「推進委員会」という。

R1.12月 地域説明会を開催（保護者および学区域内の地域の方を対象）

令和2年度

R2.7月 ~ 11月 小中一貫教育校推進委員会を開催【令和2年度 計2回】

R3.1月 練馬区公式ホームページにおいて検討状況等（教育活動・施設面）を報告

令和3年度

R3.6月 小中一貫教育校推進委員会を開催

7月 地域説明会を開催（保護者および学区域内の地域の方を対象）

これまでの推進委員会および地域説明会の主な内容等については、下記に掲載しています。

練馬区ホームページ > 子育て・教育 > 教育 > 学校教育・施設 > 小中一貫教育の推進 >

施設一体型小中一貫教育校 > 現在進めている取組（旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校）



《 これまでの推進委員会や地域説明会等の主な意見等 》

◆ 魅力ある学校づくり、教育活動等について

- 先生方を含め、教育委員会としてもしっかりと準備して行ってほしい。
- 9学年の交流は魅力の1つなので、授業や休み時間等での様々な交流を検討して行ってほしい。
- 小学1年生から中学3年生までと一緒に学校生活を送ることになるので、みんなが安心して心地よく過ごせる学校にして行ってほしい。
- 学校行事等については、子どもたちや保護者の意見も踏まえて検討してほしい。
- 地域や大学との連携は、新校においても充実させて行ってほしい。
- 旭丘・小竹地域の特色を活かした、時代に合った魅力ある学校を期待する。
- 幼児教育との連携も検討してほしい。
- 先進自治体のカリキュラムも参考にしてほしい。

◆ 施設整備・工事等について

- 北側と南側の建物を繋ぐ渡り廊下は、子どもたちや教職員が円滑に運用できる幅を確保してほしい。
- 敷地内に学童クラブ等の居場所を確保してほしい。
- エレベーターやだれでもトイレの設置など、バリアフリー化の対応をしてほしい。
- 防災拠点として施設機能を強化してほしい。防災備蓄庫を利用しやすい場所に設置してほしい。
- 工事期間中は車両等が行き来するため、登下校時など子どもたちの安全をしっかりと確保してほしい。
- 複合施設は、利用者が使いやすい施設になるように場所等の検討をしてほしい。

◆ その他

- 今後のスケジュールやその間の学校生活等について、定期的に情報提供をしてほしい。

引き続き、地域や学校からのご意見を伺いながら、新校の開校に向けた準備を実施

3 新校および複合施設の基本設計

現状の施設配置と基本的な考え方



《9年間を見通した教育活動》

様々な学年の組み合わせによる学校行事や交流活動の実施が可能となるような施設

《特別支援学級との交流》

通常の学級の子どもたちと共に学び、交流できるよう配慮

《安全面への配慮》

小学生と中学生の体格差等を考慮

《防災機能の確保》

災害時の地域における避難拠点としての役割

《施設の複合化》

学校敷地内における子どもたちの放課後の居場所確保

地域や学校からいただいたご意見等を踏まえ、設計を実施

担当および連絡先

◆ 教育施策課

- 今後の検討事項、スケジュール等に関する事

◆ 学務課

- 通学区域に関する事、就学に関する事（学事係）
- 特別支援教育に関する事（就学相談係）

◆ 学校施設課

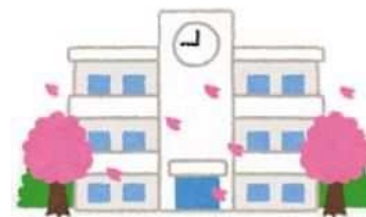
- 学校施設の改築・改修に関する事
- 学校の施設整備に関する事

◆ 教育指導課

- 小中一貫教育に関する事 ○ 大泉桜学園に関する事
- 学習内容や学校行事に関する事

《複合施設に関する事》

- 児童館、学童クラブ等に関する事 … 子育て支援課
- 街かどケアカフェ、地域包括支援センターに関する事 … 高齢者支援課
- 敬老館に関する事 … 高齢社会対策課



問い合わせ先	電話番号	メールアドレス
教育施策課	5984-1034	ATGAKKO@city.nerima.tokyo.jp
学務課 学事係	5984-5659	GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp
学務課 就学相談係	5984-5664	GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp
学校施設課	5984-5723	SISETUQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp
教育指導課	5984-5759	SHIDOSHITSU@city.nerima.tokyo.jp
子育て支援課	5984-5827	KOSODATE03@city.nerima.tokyo.jp
高齢者支援課	5984-4582	KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp
高齢社会対策課	5984-1068	KOUREITAIISAKU01@city.nerima.tokyo.jp

旭丘・小竹地域における保護者および地域説明会等で寄せられた
主な意見等に対する区の考え方

I 小中一貫教育等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
1	○中学受験をする児童も多い中で、小中一貫教育校のメリットだけでなく、デメリットについても議論してほしい。	○区では、全ての小・中学校で、中学校区を基盤として「学力・体力の向上」「豊かな人間性・社会性の育成」「安定した学校生活」を柱に様々な連携活動を実施するなど、小中一貫教育の取組を推進しています。 ○施設一体型については、「教員間の連携強化」「異学年交流の活性化」「同一施設内での円滑な移行」等のメリットがある一方で、人間関係が固定化されやすい、児童・生徒が区切りを意識して新たな学校生活をスタートさせるのが難しいなどのデメリットもあります。 ○こうしたデメリットについては、クラブ活動や移動教室等の様々な機会を捉えて6年生がリーダーシップを発揮できる場を創出するなど、学年の枠にとられない弾力的な教育活動と小学校・中学校の区切りを意識したメリハリのある教育活動の両立ができるよう取り組んでいきます。
2	○3校の校長先生の話聞いて、子どもたちが学校間の交流を楽しみにしている様子がよく分かった。	○新たな小中一貫教育校は、区としては初めての改築を伴う施設一体型の一貫校となります。これまで3校が取り組んできた小中一貫教育の取組や交流活動、3大学との連携等の活動をさらに充実させるなど、引き続き、保護者や地域等のご意見を伺いながら旭丘・小竹地域の特性を活かした魅力ある学校づくりを進めていきます。
3	○大泉桜学園にも特別支援学級はあるのか。小中一貫教育校になることにより、どのような効果があったか。	○大泉桜学園には特別支援学級はありません。 ○現在、旭丘小学校の特別支援学級と旭丘中学校の特別支援学級では、定期的に合同の調理実習などの交流を実施しています。施設一体型の小中一貫教育校になることで、より日常的に交流学習等を行うことができると考えています。
4	○新校の開校にあたり、現在の教員が総入替えになるなど、大幅な異動はあるのか。	○小中一貫教育校の開校にあたっては、その運営が円滑に進むよう、教職員の配置については十分配慮していきます。なお、大幅な異動は考えていません。

5	○校歌はどうなるのか。	○新校の校歌については、児童・生徒や保護者、教職員、地域のご意見を伺いながら検討していきます。 ○大泉桜学園では、当時の児童・生徒を対象に校歌に入りたい言葉を募集し、小学校・中学校の統一校歌を制作しました。
6	○標準服（制服）はどうなるのか。	○新校の標準服（制服）については、小中一貫教育校推進委員会を中心に、保護者や地域等のご意見を伺いながら導入の有無等を検討していきます。
7	○小竹小学校の児童は、卒業後どの中学校に進学するのか。	○就学予定者が就学すべき小学校または中学校は、お住いの住所地に基づいて教育委員会が指定しており、小竹小学校の児童については、原則として旭丘中学校へ進学することとしています。
8	○小中一貫教育校となる場合、通常の小学校の教育プログラムを終了した児童が編入することは可能か。可能である場合、デメリットの有無も教えてほしい。	○区では平成 17 年度から区立中学校の選択制度を実施しており、保護者・生徒自身が、各学校の通学区域外からの受け入れ可能人数の範囲内で、通学区域外の中学校を選ぶことができます。 ○施設一体型の小中一貫教育校も中学校選択制度の対象としており、他の小学校から一貫中学校へ入学したり、一貫小学校から他の中学校へ進学したりすることも可能です。 ○また、小中一貫教育校であっても、授業の先取り等は行わず、学習指導要領に基づいて学習指導を行っているため、他の小学校からの入学や他の中学校への進学に対しても支障がないよう対応しています。
9	○小竹小学校はいつの段階で新校に合流することになるのか。	○新たな小中一貫教育校の設置については、児童生徒数・学級数の現況および将来推計を踏まえ、旭丘小学校と旭丘中学校を先行して準備を進めています。 ○小竹小学校については、今後の児童数の動向や 35 人学級の実施、社会状況の変化等を見定めつつ、引き続き、保護者や地域等のご意見を伺いながら検討していきます。
10	○小竹小学校の児童が学年の途中で学校を変えることは避けたい。	○今後の進捗状況については、定期的に説明会を開催するなど、児童・生徒や保護者、地域の皆様に対し、引き続き丁寧に情報提供を行ってまいります。
11	○地域の子どもたちが机を並べるのは、小学校ではなく中学校だと思う。小竹小学校を残してほしい。	

II 設計・学校改築等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
12	○建替えを早くしてほしい。	○旭丘小学校・旭丘中学校については、旭丘・小竹地域における過小規模の解消、施設の老朽化、小中一貫教育の推進など複合的な課題を解決するため、「練馬区学校施設管理実施計画（平成31年3月）」および「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和2年3月）」に基づき、令和2年度から基本設計に着手し、3年度も当初の予定通り実施設計を進めます。 ○児童・生徒と近隣への安全性の確保と周辺環境への配慮を行ったうえで、必要な工事期間を検討し、建替計画としてお示ししています。 ○また、新校や施設に必要な機能を検討し、適正な規模の建物とすることでコストに配慮していきます。 ○なお、コロナ禍に伴う厳しい財政見通しを踏まえ、令和3年度に着手する予定であった学校2校の設計着手を延期しました。
13	○コロナ禍で工事が遅れないようにしてほしい。	
14	○コロナ禍で財政がひっ迫している中、なぜ今改築するのか。	
15	○1学年2クラス×9学年で18教室とのことだが、今後の児童・生徒数の動向は。	○普通教室は、向こう5年間の将来人口推計である東京都教育人口等推計等を踏まえ、小学校・中学校ともに各学年2クラスを想定して設計しています。 ○また、旭丘小学校・旭丘中学校の児童・生徒に加え、小竹地域から新校への小学校就学希望が一定程度あった場合も受入れ可能な規模に設定しています。
16	○開校後に人気が出て2クラス以上になった場合、対応できるのか。	○併せて、小学生と中学生の普通教室の面積を統一して、クラスの増減に柔軟に対応するとともに、少人数教室の転用等の教室の利用方法見直しにより、将来の児童・生徒増に対応できる計画としています。
17	○基本設計の中に2か所ほどしか特別支援学級についての記載がないが、この計画が特別支援学級におよぼす影響があるのか。	○特別支援関係諸室には、知的障害学級、難聴学級、特別支援教室があり、防音や視線への配慮など、障害の特性に応じた設備や教室の配置を計画しています。

18	○校舎棟 2 階に中学生の教室と職員室が集中しているが、小学生、特に低学年まで目が行き届くのか。	○小学校低学年の普通教室を職員室に近い 2 階に配置するなど、安全確保に努めていきます。
19	○保健室の位置が普通教室から離れているように思うが、理由があるのか。	○北棟・南棟ともに、児童・生徒が怪我をした場合等に迅速に対応できるよう考慮し、体育館と校庭の近くに保健室を配置しています。
20	○ P T A 室は設置されるのか。	○区では、学校施設の標準化の考え方にに基づき、今後改築する学校においては P T A 専用室を設けないこととしています。 ○ P T A 専用室を設置していない学校では、会議室等を P T A の活動場所として利用するなど、学校運営の中で柔軟に対応しています。
21	○正門のほかに東門があるが、こちらからも登校できるのか。	○正門と東門をどちらも使用できる計画としています。具体的な使い方については、安全性と利便性のバランスを考慮しながら、地域や児童・生徒、学校と意見調整をして検討していきます。
22	○配置計画資料の南側敷地の右下とテニスコートの右下にある灰色の箇所は何を示すのか。	○消防団格納庫の設置場所になります。
23	○校庭を人工芝にしてほしい。	○校舎等の建物が校庭におよぼす日影の影響を検証した結果、冬至においても校庭の半分以上は日影の影響を受けず、利用が可能なことから、通常のダスト舗装としています。 ○なお、近隣への砂防対策について、配慮していきます。
24	○子どもが自然に触れる機会が少ないため、屋上緑化に加え、ビオトープ、菜園などの自然観察や息抜きができる場を設けてほしい。	○現在、旭丘小学校東側の畑や菜園を授業や交流活動等で活用しています。新校舎整備後も同様に活用できるように、現旭丘小学校プール付近に新たな学級菜園を整備する予定です。

25	○北側校庭をもう少し狭くして、公園を作ってほしい。	○児童・生徒の授業や部活動等の安全性に配慮し、校庭は2つの敷地に分けてそれぞれ計画しています。 ○また、児童・生徒の運動スペースの確保の観点から、北側校庭は120m以上トラック、直線50m以上を確保する計画としています。こうしたことから、公園の整備は困難です。
26	○通学路が狭いので、道路を拡張してほしい。工事期間中の子どもたちの交通事故も心配である。	○練馬区まちづくり条例に基づき、学校敷地に接する道路のうち、幅員が6メートル未満の道路については、道路中心線から3メートルの位置まで、学校敷地側にセットバックして拡幅します。
27	○学校周辺の通学路はガードレールなどがなく狭い。敷地をもっとセットバックして道路を広げられないか。	○なお、工事期間中の安全管理については、施工業者が決定後、交通誘導員の配置等を含め検討していきます。
28	○小学校と中学校の間にある道路はなくなるのか。	○旭丘小学校と旭丘中学校の間にある区道は、廃道しない計画としています。児童・生徒の敷地の行き来については、校舎2階部分で接続する渡り廊下を利用します。
29	○敷地の一部に都市計画道路が予定されていると思うが、問題ないか。	○都市計画道路予定地が第一校庭の南西角の端に位置するようにすることで、将来的に道路ができた場合でも大きな影響がない計画にしています。
30	○工事期間中に、一時的に仮校庭が小さくなる期間がある。この間は、運動会や部活動等をどのように行っていくのか。	○校庭については、工事工程ごとにできるだけ屋外運動スペースを確保できるように検討していきます。 ○部活動等については、校内の運動スペースの確保と併せて、校外施設の利用についても検討していきます。
31	○災害が発生した場合、避難拠点として何人くらいの収容を想定しているのか。	○区では、目安として各避難拠点（学校）に700人程度の避難を受け入れられるスペースや備蓄物資を確保しています。新校については、現状の旭丘小学校と旭丘中学校を併せた1,400人程度の想定となります。

32	○東日本大震災の経験を活かした学校づくりをしてほしい。	○現在、旭丘中学校の体育館は2階にありますが、新校では第一・第二体育館ともに1階に設置し、防災備蓄庫を各体育館付近に設置するなど、避難拠点としての利便性がより高くなるよう整備します。
33	○現在、旭丘中学校は災害時の医療拠点と聞いている。児童・生徒の保護のために、防災拠点としての設備を充実してほしい。	○旭丘中学校については、引き続き、医療救護所として指定し、訓練等を実施し、災害時に対応できるように地域の方々と連携して避難拠点運営を進めていきます。
34	○旭丘中学校の相撲場はどうなるのか。	○相撲場については、町会等の地域の関係者や学校等のご意見を伺いながら検討しています。
35	○旭丘小学校の校庭の「あさひ山」はどうなるのか。当時子どもたちが作ったものなので、残してほしい。	○現在「あさひ山」がある位置は新校舎建設予定地となるとともに、敷地内に別のスペースを確保することが難しいため、残すことは困難です。
36	○旭丘中学校 15 回生卒業記念のクマの銅像の位置は変更するのか。	○旭丘中学校は敷地全体が工事の影響を受けてしまうため、今後の対応については、学校や地域と調整しながら決めていきます。
37	○体育館横のテニスコートについて、地域のサークルや住民が利用できるようにしてほしい。	○学校施設の利用については、現状の地域利用の状況等を踏まえ、学校とも協議しながら検討していきます。

Ⅲ 複合施設等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
38	○学童クラブは栄町からの移転なのか、ねりっこクラブの新設なのか。	○新校に設置する学童クラブは、栄町児童館学童クラブを移転して、校内学童クラブ（または校内ねりっこ学童クラブ）として運営します。
39	○小竹小学校には学童クラブはできないのか。	○区では現在、全ての小学校でのねりっこクラブの実施を目指しています。小竹小学校については、今後の動向等を見定めながら検討していきます。
40	○複合施設に保育園を入れてほしい。	○区では、保育所待機児童を解消するため、民間認可保育所の新設等により、大幅な入所定員の増を図ってきました。当地域においても、複合施設の完成を待つことなく、入所定員は十分確保できると見込んでいます。

41	○栄町敬老館は廃止されるのか。	○栄町敬老館は、小中一貫教育校の改築にあわせて複合化し、新たな区民ニーズに応える街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。
42	○街かどケアカフェとは、具体的にどういう施設か。	○高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターと併設して、高齢者など地域住民が気軽に集える交流・相談・介護予防の拠点である街かどケアカフェを設置します。
43	○認知症やうつ増加に備え、介護予防事業の充実が喫緊の課題だと思いが、現状の予定では施設が狭く不十分である。	○歯科衛生士および管理栄養士による出張講座を行い、介護予防への動機づけと日常生活での取組を支援していきます。また、複合施設のメリットを活かし、併設する児童館と連携して、多世代が交流できる事業を行っていきます。
44	○栄町児童館の移転や、栄町敬老館の街かどケアカフェへの機能転換について、現在の施設を利用している栄町や羽沢一丁目の住民にも説明会の開催を周知徹底したのか。	○説明会の開催にあたっては、区ホームページにおいてお知らせを行ったほか、栄町敬老館、第二育秀苑地域包括支援センターにおいて開催のお知らせを配布しました。 ○新たな小中一貫教育校の設置に伴う周辺施設の集約については、「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和2年3月）」において、老朽化している栄町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ・地域包括支援センターに機能転換することをお示ししました。
45	○栄町児童館・敬老館の跡地は今後どうなるのか。	○跡地の活用については、建物の劣化の進行や使いやすさなどを考慮しながら検討していきます。
46	○開放図書館、博物館、美術館など、生活文化の伝承や地域住民との交流の場を設けてほしい。	○図書館の開放については、現状の地域利用の状況を踏まえ、保護者や地域等のご意見を伺いながら検討していきます。 ○博物館、美術館を学校内に設置する予定はありませんが、1階の児童昇降口付近に学校の歴史等を展示するメモリアルスペースの設置を検討しています。

IV その他

No.	主な意見	意見に対する区の考え
47	○練馬区全体として、小規模校を統合して規模を大きくする計画は今後も続いていくのか。	○区としては、一定の規模での集団生活や学習活動、クラス替えなど、様々な要素を考慮して適正規模の考え方を検討しています。 ○今後の計画については、35人学級の実施や社会状況の変化等を見定めつつ、子どもたちの学びの環境を確保できるよう検討していきます。
48	○学校づくりを進めるにあたり、住民参加の1つの手法としてワークショップがある。施設ができた後も住民から愛されるような学校にするため、設計の段階からワークショップを開催するとよい。	○これまで定期的に保護者や地域の方を対象とする説明会を開催するとともに、令和元年10月に保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を設置するなど、地域の方々のご意見を伺いながら開校に向けた検討を進めています。 ○今後も、きめ細かく検討状況をお伝えし、ご意見をお伺いしていく必要があると考えています。引き続き、保護者や地域の皆様にご相談、ご協力いただきながら検討を進めていきます。
49	○説明会において、これまでの経緯の説明が必要だと思う。	○今回の説明会では、これまでの検討経過の概略をご説明しました。次回以降の説明会については、いただいたご意見を踏まえて検討していきます。 ○なお、これまでの検討経過等の詳細につきましては、区公式ホームページに掲載しています。 練馬区ホームページ > 子育て・教育 > 教育 > 学校教育・施設 > 小中一貫教育の推進 > 施設一体型小中一貫教育校 > 現在進めている取組 (旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校)
50	○説明会の開催等については、子どもを持つ世帯にもっと周知をお願いしたい。	○説明会の開催にあたっては、旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の保護者の方のほか、近隣の合計12の幼稚園・保育所の保護者の方に開催のお知らせを配布しました。 ○今後も、きめ細かく検討状況をお伝えしていく必要があると考えています。保護者や地域の皆様にご相談、ご協力をいただきながら、しっかりと情報提供に努めていきます。

令和3年8月20日
教育振興部教育総務課

令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき実施する教育に関する事務の管理等に係る点検・評価（以下「点検・評価」という。）について、下記のとおり実施する。

記

1 実施方法

(1) 点検および評価

「練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）」（以下「大綱」という。）の重点施策ごとの主な取組の成果および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について記載した点検・評価表を事務局が作成し、これに基づき点検・評価を行う。

ア 大綱に基づく点検・評価

別紙1-1 大綱体系図

別紙1-2 令和3年度点検・評価における主な取組項目（案）

別紙1-3 点検・評価表（案）

イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る点検・評価

別紙2-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組（案）

別紙2-2 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表（案）

(2) 報告書の検討、作成

点検および評価表による点検・評価後、有識者からの意見・助言を踏まえ、今後の方向性等を検討し、報告書を決定する。

2 今後のスケジュール（予定）

3年8月下旬～	事務局による点検・評価シートの作成
11月上旬～	教育委員による総合的な点検・評価
12月下旬	教育委員会にて評価の決定および有識者の決定
4年1月上旬～	有識者による意見および助言
2月下旬	教育委員会にて報告書の決定
3月	区議会への報告、区民への公表（ホームページ掲載等）

練馬区教育・子育て大綱体系図(令和3年3月版)

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	①相談支援体制の充実
	②教員の資質・能力の向上		②新しい児童相談体制の充実
	③学校の教育環境の整備		③支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	①家庭教育への支援	2 子どもの教育・保育の充実	①家庭での子育て支援サービスの充実
	②学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		②練馬こども園の充実
			③保育サービスの充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	①いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	①安全で充実した放課後の居場所づくり
	②さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		②児童館機能の充実
	③障害のある子どもたちなどへの支援		③青少年の健全育成・若者への自立支援

令和3年度 点検・評価における主な取組項目(案)【教育分野】

教育・子育て大綱(R3版)		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1) 私立幼稚園に関する助成
		2) 幼保小連携の推進
		3) 小中一貫教育の取組に関する情報発信
		4) 人権教育・道徳教育の推進
		5) 児童・生徒の食育の推進
		6) 学校体育等の充実
		7) 教員の活用指導力の向上
		8) 読書活動の推進と学校図書館の機能強化
	②教員の資質・能力の向上	1) 教員研修の充実
2) ICTを活用した教育活動の推進		
3) 子どもと向き合うことができる環境整備		
③学校の教育環境の整備	1) 学校施設の整備(改築・改修)	
	2) 区立学校の適正配置	
	3) 定期的な推計の提供	
2 家庭や地域と連携した教育の推進	①家庭教育への支援	1) 家庭教育への支援
		2) 関係機関の連携強化
	②学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	1) 学校安全対策の推進
		2) 地域を活用した教育活動の推進
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	①いじめ・不登校などへの対応	1) 教育相談体制の充実
		2) いじめ防止対策の推進
		3) 不登校対策の充実
		4) 不登校実態調査の実施
	②さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	1) 就学援助
		2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施
		3) 外国人児童・生徒の就学促進及び就学先の把握
		4) 日本語指導の充実
	③障害のある子どもたちなどへの支援	1) 障害理解の推進
		2) 教員の専門性の向上
		3) 子どもたちの障害にあわせたICT機器の配備
		4) 医療的ケア児支援の体制の充実

令和3年度 点検・評価における主な取組項目(案)【子育て分野】

教育・子育て大綱(R3版)		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	①相談支援体制の充実	1) 外遊び型子育てのひろば事業 2) オンラインによる児童相談体制の実施 3) オンラインひろばの実施
	②新しい児童相談体制の充実	1) 都との連携強化 2) 児童虐待の防止への取組(新たな子センの体制構築)
	③支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	1) 発達に不安のある親子のひろば事業(のびのびひろば) 2) 私立保育所の障害児保育巡回指導の実施 3) ひとり親支援事業
2 子どもの教育・保育の充実	①家庭での子育て支援サービスの充実	1) 練馬こどもカフェの拡大 2) 子育てのひろばの整備 3) 外遊び型子育てのひろばの整備 4) 外遊び事業
	②練馬こども園の充実	1) 練馬こども園の拡大
	③保育サービスの充実	1) 保育施設の定員拡大 2) LINEで保育指数シミュレーション機能を提供 3) 区立保育所(委託園)のICT導入 4) 区ホームページへの区内保育施設の第三者評価結果の掲載 5) 区内保育施設への研修の充実
3 子どもの居場所と成長環境の充実	①安全で充実した放課後の居場所づくり	1) ねりっこクラブの拡大
	②児童館機能の充実	1) 児童館事業
	③青少年の健全育成・若者の自立支援	1) 青年リーダー講習会における地域活動(啓発を含む)のプログラムの導入 2) 青年自主企画講座等の企画、運営の充実 3) 居場所事業の利用をきっかけとする社会との接点づくりの充実

○教育分野

点検・評価表(案)

1 教育の質の向上

重点 施策	1-① 学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<p>○小学校就学前の幼児教育を充実します。</p> <p>○幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。</p> <p>○小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</p> <p>○子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。</p> <p>○子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。</p> <p>○タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。</p> <p>○学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</p>

主な 取組	項目1 私立幼稚園に関する助成	
	目標	
	事業 成果	
	今後の 取組	
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	
	事業 成果	
	今後の 取組	
	所管課	教育施策課



項目8 読書活動の推進と学校図書館の機能強化	
主な取組	目標
	事業成果
	今後の取組
	所管課

昨年度の点検・評価であった委員および有識者からの意見を重点施策ごとに記載。

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保小連携の更なる取組を期待する。また、小中一貫教育を練馬区全域で引き続き取り組んでほしい。 ○ねりま接続期プログラム、更にステップシートに関する事例集の作成を検討してほしい。 ○ALTを活用した外国語学習は、学力向上に対する全体的な取り組みとして評価できる。 ○子どもたちの体力づくりを強化し、併せて子どもたちの内面的な成長にむけて、人権教育、道徳教科を通して、言葉で表現する力を充実させてほしい。 ○運動に親しむ機会の意図的な設定「一校一取組」の活動を実施し、家庭でも運動に取り組むことができるような資料の作成を期待する。 ○全国学力・学習状況調査結果に基づく、授業改善への検証と分析を行い、学力向上に資する方策を推進してほしい。 ○区立図書館との連携強化について大いに期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取組んでいることおよび方向性	

点検・評価欄	評価	特記事項

委員からの評価を記載
重点施策ごとに3段階の評価を行う。
「1」良好に進んでいない
「2」良好に進んでいる
「3」とても良好に進んでいる

各項目の課題や改善点、今後の方向性について各委員からの意見を記載。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組(案)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野においても、令和2年3月2日から始まった区立小・中学校臨時休業の延長や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。

教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

主な取組

令和2年4月

- ・区立小・中学校へ消毒液を配布
- ・区内保育施設へマスクや液体石鹸を配布
- ・臨時休業中における学校と家庭との連絡を充実するため、学校ホームページを用いた課題の発信や、YouTube「練馬区立小中学校・幼稚園公式チャンネル」にて、動画配信を実施

令和2年5月

- ・
- ・
- ・



○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

点検・評価表(案)

特記事項

新型コロナウイルス感染症対策に係る取組全体について
各委員からの意見を記載。

評価

委員からの評価を記載
3段階の評価を行う。
「1」良好でない
「2」良好である
「3」とても良好である

資料 4

令和 3 年 8 月 20 日
教育振興部教育指導課

令和 2 年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

1 目的

体罰の根絶に向けた取組を行うため、体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さず実態を把握する。

2 調査内容

令和 2 年度に発生した体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導および暴言等またはその疑いのある事案の実態（裏面参照）

3 調査方法

- (1) 全教職員を対象とした校長による個別聞き取り調査
- (2) 全児童・生徒を対象とした質問紙調査および聞き取り調査

4 調査期間

令和 2 年 12 月 1 日から 12 月 18 日まで

5 練馬区調査結果

分 類		小学校	中学校	合計
(1)体罰		—	—	—
(2)不適切 な行為	ア 不適切な指導	1 校（1 件）	5 校（6 件）	6 校（7 件）
	イ 行き過ぎた指導	—	—	—
	ウ 暴言等	2 校（2 件）	1 校（1 件）	3 校（3 件）

※対象となる期間は令和 2 年度 1 年間であり、上記結果は調査期間終了後に発生した案件も含む。

別添 体罰分類基準

分 類		基 準
①体罰		懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
②不適切な行為	ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する

令和 3 年 8 月 20 日

こども家庭部こども施策企画課

「練馬こども園」の認定について

区は、平成 27 年度に独自の幼保一元化の取組として「練馬こども園」を創設し、通年で 9 時間から 11 時間の預かり保育を行う私立幼稚園を認定している。

この度、新たに私立幼稚園 1 園を認定する。

1 新たな認定

- | | |
|---------------|---|
| (1) 園 名 | 大泉学園幼稚園 |
| (2) 設置者代行 | 加藤理実子 |
| (3) 設置年月日 | 昭和 42 年 8 月 24 日 |
| (4) 所 在 地 | 練馬区大泉学園町 4 - 5 - 10 |
| (5) 形 態 | 短時間型 (預かり保育時間 10 時間 (8 : 00 ~ 18 : 00)) |
| (6) 預かり保育定員 | 10 人 |

2 今後の予定

- | | |
|------------|----|
| 8 月下旬 | 認定 |
| 令和 4 年 4 月 | 開始 |

参考

認定園数 (令和 3 年 4 月時点)

22 園 (実園数 21 園 標準型 1 園と低年齢型 1 園が重複)

標準型 : 18 園 短時間型 : 2 園 低年齢型 : 2 園

練馬区立地域子ども家庭支援センターの運営事業者の公募について

令和 3 年第二回区議会定例会で議決された練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例に基づき、令和 4 年度から練馬区立子ども家庭支援センター（以下「本庁センター」という。）の統括のもと、区内 5 か所の練馬区立地域子ども家庭支援センター（以下「地域センター」という。）が新たに一時保護解除後の家庭復帰ケース（以下「ケース」という。）などへの訪問を実施し、児童虐待の再発防止等を支援する事業を実施することとなった。

については、この事業を業務内容に加えて、各地域センター（5 か所）の運営事業者をつぎのとおり公募する。

1 運営施設名

地域子ども家庭支援センター練馬・分室
地域子ども家庭支援センター関
地域子ども家庭支援センター光が丘・分室
地域子ども家庭支援センター貫井
地域子ども家庭支援センター大泉

2 運営期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 運営事業者の応募資格

現在、東京都内または東京都に隣接する県において、児童福祉法に基づく施設の運営および事業を実施している社会福祉法人または特定非営利活動法人

4 業務内容

従来の業務のほか、新たに児童虐待の再発防止等支援事業を加える。

【児童虐待の再発防止等支援事業】

本庁センター職員によるケース訪問に加えて、新たに、本庁センターの支援方針のもと、地域センターの訪問支援員がケースを訪問する。

訪問支援員は、ケースの状態やニーズを把握し、ケースに適した支援計画を作成し、育児支援サービスの利用調整を行うことで、ケースにおける児童虐待の再発や重篤化の防止を図る。

5 募集方法・募集の時期

ねりま区報9月21日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集要領等を掲載する。

(1) 応募書類受付期間

令和3年9月22日(水)～10月6日(水)

(2) 説明会

地域子ども家庭支援センター関、貫井、大泉

令和3年9月28日(火)

地域子ども家庭支援センター練馬・分室、光が丘・分室

令和3年9月29日(水)

6 選定事業者の選定手続予定

選定委員会において、運営事業者の候補を選定し、11月下旬を目途に決定する。